

# お知らせ

## 外来腫瘍化学療法診療料 1 の算定について

当院では、外来で抗がん剤治療を受ける患者さんが安心・安全に治療を継続するために、以下の体制を整備しています。

- 当院は専任の医師、看護師、又は薬剤師が院内に常時1人以上配置され、外来腫瘍化学療法診療料を算定している患者様から電話等による緊急相談等に24時間対応できる連絡体制が整備されております。
- 当院は急変時等の緊急時に当該患者様が入院できる体制の確保を行っております。
- 当院は実施される化学療法のレジメン(治療内容)の妥当性を評価し、承認する委員会(がん化学療法委員会)を定期的に開催しております。

※ がん化学療法委員会は、化学療法に関わる医師の代表者、業務に携わる看護師、薬剤師及び必要に応じてその他の職種から構成されるもので、月1回院内で開催しております。